

〔第2問〕（配点：50）

次の事例について、以下の設問に答えなさい。

【事例】

機械メーカーであるA株式会社（以下「A社」という。）（資本金1億円）は、平成29年末に債務超過となり、支払不能となった。その後、A社は、平成30年1月18日に再生手続開始の申立てをし、裁判所は、同年1月25日に再生手続開始の決定をした。

A社は、B株式会社（以下「B社」という。）の完全子会社で、B社は、A社に対して貸金債権20億円を有している。A社は、平成20年の初め頃にB社の完全子会社となって以来、その取締役の過半数はB社からの出向者であり、現在のA社社長を含む歴代の社長もB社が指名してきた。

A社が支払不能になったのは、①平成23年頃からB社の指示により無謀な設備投資を続けて資金繰りが悪化したこと、②同じくB社の指示により平成29年8月から取引を開始した甲株式会社について同年11月に破産手続が開始され、同社に対する売掛債権が回収不能となったことが主たる原因であった。

一方、C株式会社（以下「C社」という。）は、A社に継続的に部品を納入していたが、A社による無謀な設備投資に危惧を抱き、平成29年1月にA社との取引を停止した。しかし、C社は、同年7月、「当社がA社の支援を続けるから協力願いたい」とのB社からの説得を受け、同月から取引を再開した結果、平成30年1月前半までに納入した部品に係る売掛債権10億円を有するに至った。

A社の再生手続開始を受け、平成30年3月1日、B社は貸金債権20億円を、C社は売掛債権10億円をそれぞれ再生債権として届け出た。A社は、B社及びC社が届け出た再生債権をいずれも認めた。なお、B社、C社以外に再生債権者はいない。

〔設問〕以下の1、2については、それぞれ独立したものとして解答しなさい。

1. A社は、財産評定を完了し、平成30年4月25日、裁判所に対し財産目録及び貸借対照表を提出したが、これらに基づく予想清算配当率は10パーセントであった。

しかし、A社は、再生手続開始後、顧客離れが進んだため売上げが振るわず、再生計画案提出直前の業績及び財産状況を前提とすると、想定される再生計画認可決定の日を基準とする予想清算配当率は5パーセントと見込まれた。

A社は、裁判所に対し、平成30年5月16日、要旨、次のような再生計画案を提出した。

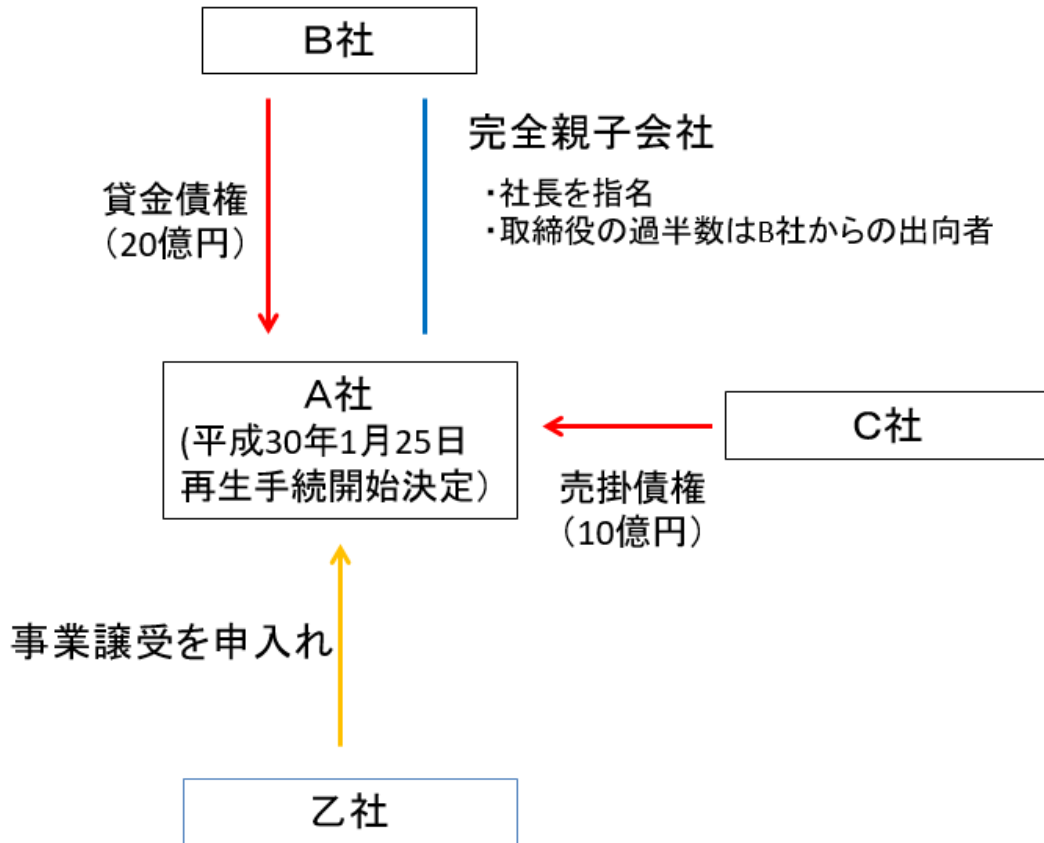
- ① 再生債権の元本並びに再生手続開始決定日の前日までの利息及び遅延損害金の合計額のうち再生計画の認可決定確定時にその95パーセントの免除を受ける。
- ② 再生手続開始決定日以後の利息及び遅延損害金は、再生計画の認可決定確定時に全額の免除を受ける。
- ③ 上記①の権利変更後の債権額（5パーセント）は、再生計画の認可決定確定日から3か月以内に半額を、1年3か月以内に残額を、それぞれ支払う。

上記の再生計画案に対して、C社は、(a) 清算価値保障原則に違反している、(b) A社の完全親会社であり、かつA社の破綻に責任のあるB社の再生債権はC社の再生債権よりも劣後して扱うべきである、との趣旨の意見書を裁判所に提出した。裁判所は、この再生計画案を付議することができるか、民事再生法第169条第1項第3号に照らし、C社の上記(a)及び(b)の主張ごとに問題となる条文を摘示して論じなさい。

2. A社の事業には同業の乙株式会社（以下「乙社」という。）が関心を持っており、A社の事業を譲り受けたいと考えている。乙社は、平成30年2月25日、顧客離れに伴うA社の事業価値の毀損を防ぐため、再生計画によらずに早期にA社の全ての事業を譲り受けることをA社に対して申し入れた。以上の事実を前提に、以下の(1)、(2)について、それぞれ独立したものとして解答しなさい。

- (1) A社は、平成30年3月1日、乙社からの申入れについてB社とC社に説明したところ、B社はこれに強硬に反対し、C社は賛成の意向を示した。A社が乙社からの申入れを受け、再生計画によらずに乙社へA社の全ての事業を譲渡する場合の手続について説明しなさい。
- (2) A社は、乙社へ事業を譲渡することなく自力で再建する方針を固め、平成30年5月16日、再生計画案を裁判所に提出するとともに、B社とC社に説明した。当該再生計画案では、B社とC社の再生債権のいずれについても85パーセントの免除を受け、15パーセントを分割弁済するものとされている。また、乙社へ事業を譲渡することなく、引き続きB社の完全子会社として再建していく方針が示されている。A社の提出に係る当該再生計画案が付議されたとして（他に再生計画案は提出されていないものとする。）、これにC社が債権者集会において同意しなかった場合のその後の再生手続の帰すうについて、論じなさい。

(法務省HPより引用 <http://www.moj.go.jp/content/001293669.pdf>)



【過去問】
平成24年第2問
設問2

1 第1 設問1

2 再生計画案に不認可事由（民事再生法（以下、「法」という。）174条2項各号（3号除
3 く。))がある場合、あえて付議することは無駄であるため、裁判所は、再生計画案を決議に
4 付する旨の決定ができない（法169条1項3号）。そこで、裁判所が本件再生計画案につ
5 き付議決定をできるか、Cの各主張につき、再生計画案の不認可事由の存否を検討する。

6 1 Cの主張(a)について

7 再生計画による権利変更の内容は、清算価値保証原則を充足するものでなければならな
8 いところ（法174条2項4号）、本問では、その判断の基準となる予想清算配当率が再
9 生手続開始時（10%）と再生計画認可決定時（5%）で異なるため、清算価値保障原則
10 の充足にかかる判断基準時を如何に考えるべきかが問題となる。

11 (1) この点について、財産評定は「再生手続開始の時点における価額」（法124条1項）を
12 対象としており、清算価値を把握するには再生手続開始時が適している。また、判断
13 基準時を再生計画認可時とすると、再生債務者がそれまでに清算価値を毀損する可能性
14 もある。再生債権者に一定の債務免除を強いながら、その協力のもとに再生手続の進行
15 を図り得るのは、再生手続開始時に再生債務者が破産した場合に比べて有利な弁済がで
16 きる見通しがあるからであり、その見通しがたたなくなった場合には一刻も早く手続き
17 を廃止する自律が債権者には求められるべきであって、清算価値保証原則の充足を判断
18 する基準時については、再生手続開始時（財産評定に基づく価額）と考える。

19 (2) そして、本問においては、再生手続開始時における予想清算配当率が10%であるの
20 に対し、本件再生計画案では、再生計画の認可決定確定時に、再生債権の元本並びに再
21 生手続開始決定日の前日までの利息及び遅延損害金の合計額の95パーセントの免除を
22 受けることとなっており（再生計画案①）、約4ヶ月間で再生債権者が権利変更後の再生
23 債権として弁済を受けうるのは債権額の5パーセントと大きく下がる内容であり、清算

原則として再生手続開始時としつつ、事業価値の劣化の進行等により、再生計画認可時に違法ではない事情により清算価値が減少した場合には、再生計画認可時を基準とすることも許容すべきとする見解（折衷説）もあります。本問では、倒産手続後の顧客離れという一般的な状況しか問題文になく、約4ヶ月間での下落状況に鑑みた慎重な計画案であり違法とまでは言えない、とする展開でもよいと思われます。

1 価値保障原則に違反する。

2 2 Cの主張(b)について

3 本問のように劣後的取扱いを定めない再生計画案が、「再生手続又は再生計画が法律の
4 規定に違反し、かつ、その不備を補正することができない」(法174条2項1号)もの
5 として不認可事由が存在するとされる場合があるか。

6 (1) 再生計画による権利変更の内容は、再生債権者の間では平等とされるのが原則だが(法
7 155条1項本文)、例外的に、再生債権者間に差を設けても衡平を害しない場合等には、
8 特定の再生債権者を劣後して扱うことも許容される(法155条1項但書)。しかしなが
9 ら、同条但書は再生計画において特定の債権者の不平等取扱いを定めることを許容するも
10 のであって、これを義務付けることまで要求するものではない。したがって、劣後的取
11 扱いを定めない再生計画が、直ちに法155条1項に違反するものではない。

12 (2) もっとも、民事再生手続にも信義則が妥当するところであって(法18条、民事訴訟
13 法2条)、再生債務者との関係、再生債務者の事業経営への関与、その程度等により、特
14 定の債権者に不平等取扱いを認めないと逆に著しく正義に反するような場合には、信義
15 則上、劣後的取扱いを認めない再生計画案は許されないと解すべきである。

16 (3) 本問のA社は、B社の完全子会社となって以降、B社から過半数の取締役の出向や社
17 長の指名を受けており、A社におけるB社の支配力はかなり強かったことが窺える。ま
18 た実際に、B社は、A社に対し、後に破産する甲社との取引や無謀な設備投資を指示す
19 るなど、A社の経営に深く関与し、かつ、これらのB社による指示等が、A社の支払不
20 能の主たる原因となったのであって、B社から出向していた過半数の取締役の善管注意
21 義務や忠実義務も問われる可能性があり、B社の責任は重いと言わざるを得ない。

22 また、C社は、平成29年頃にA社との取引を停止した際、B社から「当社がA社の
23 支援を続ける」との説得を受けてA社と取引を再開したところ、完全親会社で経営に深

【過去問】

平成19年第1問
設問2

【参考】

東高決 H22.6.30 判
タ 1372 号 228 頁、
東高決 H23.7.4 判
タ 1372 号 233 頁
本問では、結果的に
は支払不能に至っ
たが、完全親会社と
して子会社を潰す
主観的意図も見受
けられないので違
法とまでは評価で
きない、という方向
での着地も考えら
れるところです。

く関与するB社がA社の経営状況を踏まえて支援をするということは、形式上貸付の形をとっていたとしても、実質的には出資（あるいはそれに近いもの）であったと評価することもでき、また、C社としても、そのように受け止めるところである。そうであるにも関わらず、B社が再生債権者としてC社と等しく扱われることは、C社にとって不測の事態であり、C社に酷といえる。

以上の諸事情に鑑みると、A社の再生計画において、B社を劣後的に取り扱わないことは著しく正義に反する。したがって、本件再生計画案に、法174条2項1号の不認可事由が存在する。

3 結論

以上の通り、本件再生計画案には、法174条2項1号、同4号の不認可事由が存在するため、裁判所は付議決定をすることができない。

第2 設問2

1 (1) について

(1) 事業譲渡するかどうかやその内容等は、再生債権者の利害に関する重大な問題であるため、再生計画によらず事業譲渡をする場合、再生債務者は、裁判所の許可を得る必要がある(法42条1項)。手続としては、事業譲渡契約の締結について監督委員の同意事項(法54条2項)とされていた場合、A社は、監督委員の同意を得た上で、裁判所の許可を停止条件とする事業譲渡契約を締結し、裁判所に計画外事業譲渡の許可申立てをする。裁判所は、知っている債権者であるB社、C社の意見を聴取した上で(法42条2項本文、同3項)、その意見と監督委員の意見を踏まえ、事業譲渡の可否を判断し、許可決定をする。

(2) また、事業譲渡には株主総会の特別決議を経る必要があるが(会社法467条1項1号、309条2項11号)、A社では、完全親会社であるB社が反対をしているため、特別決議の成立は困難である。そのため、A社は、裁判所に対し事業譲渡の許可申立と併

【過去問】※何度も出ている典型論点※
平成21年第1問 設問1(1)
平成25年第1問 設問2

意見聴取の前提として、債権者らに詳細な情報提供が行われることが必要であるため、実務上、再生計画案の補足説明書を作成し、事業譲渡の内容や経緯等について債権者に説明するために債権者説明会が開催されます。

1 せ、株主総会決議による承認に代わる許可（代替許可）の申立ても要する（法43条）。

2 2（2）について

3 (1) 再生計画案が可決されるためには、議決権を行使した議決権者の過半数の同意（頭数要
4 件）と、議決権の総額の2分の1以上の議決権を有する者の同意（議決権額要件）が必要
5 となる（法172条の3第1項）。いずれの要件も満たさない場合、再生計画案は否決さ
6 れ、裁判所は職権で再生手続を廃止しなければならない（法191条3号）、いずれか一方
7 の要件のみ満たす場合は、書面決議での場合は否決され、債権者集会での決議の場合は、
8 原則として、集会期日が続行され、再決議される（法172条の5）。

9 (2) 本問では、C社が不同意のため、議決権者（2名）の過半数（2名）の同意はなく、頭
10 数要件を満たさないものの、議決権の総額（30億円）の2分の1以上の議決権（20億
11 円）を有するB社の同意があるため、議決権額要件を満たす。そして、債権者集会が実施
12 されていることから、裁判所は、再決議のため、集会期日を続行することとなる。

13 (3) 集会期日を続行する場合、A社としては、C社の同意を得るため、再生債権者に不利な
14 影響を与えない限り、裁判所の許可を得て、再生計画案の変更をすることもできる（法1
15 72条の4）。その場合、A社は、再生計画案の変更許可の申立をしたうえで、変更計画
16 書等を債権者らに送付する。裁判所は、続行期日において、変更の相当性について監督委
17 員の意見を聴いた上で、再生計画案の変更の許否の判断をし（法172条の4）、変更後
18 の再生計画案につき、議決権者の決議を行う。裁判所は、決議の結果、再生計画案が可決
19 された場合は認可決定をし、否決された場合は職権で手続を廃止しなければならない（法
20 191条3号）。そして、破産手続開始の原因となる事実があると認めるときは、破産手
21 続に移行することとなる（法250条1項）。 以 上

続行期日において
当該再生計画案が
可決される見込み
がないことが明らか
な場合はこの限り
ではありません
（172条の5第
1項但書）。たとえ
ば、不同意の再生債
権者が期日を続行
しても反対の意見
に変更がないこと
を表明し、そのよう
な意見に相当な理
由があると認めら
れる場合が該当す
るとされています
（鹿子木康編「民事
再生の手引」365頁
以下）。

なお、再議決は最初
の債権者集会期日
から2か月以内で
す（172条の5第
2項）